平成２３年（フ）第１３５７号
堺市西区上670番地１　ファミールハイツ鳳Ⅲ番館205号
破産者　井上　雅裕
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６１０号
広島市中区住吉町16番６―505号
破産者　大前　福市
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９号
福岡県久留米市田主丸町田主丸396番地７
破産者　武下誠一郎
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１７２号
福岡県小郡市寺福童989番地１
破産者　松尾　桂子（旧姓光安）
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第６９０号
北九州市小倉南区葛原本町３丁目21番１号
破産者　孔井　　緑
１　決定年月日　平成24年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０８号
青森県三戸郡南部町大字上名久井字昼ノ前14番地１、住民票上の住所青森県三戸郡南部町大字上名久井字杉ノ木14番地６
破産者　木村　紀子
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１４６号
青森県八戸市桜ヶ丘１丁目２番16号
破産者　今津　明美
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
青森県八戸市長苗代２丁目10―９ハートランドＡ―102号室、住民票上の住所仙台市太白区茂庭台４丁目３番11―1005号
破産者　永渕　謙寿
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第４０号
宮城県登米市迫町北方字天形104番地１
破産者　三浦みね子
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第１５１号
福島県いわき市内郷高坂町砂子田１番地の３サン・コーポラスいわき内郷１―716、前住所福島県いわき市久之浜町久之浜字中浜36番地の３
破産者　金澤　　博
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１４０号
埼玉県深谷市東方3717番地２、住民票上の住所埼玉県深谷市東方3773番地１
破産者　柴田　　守
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１４１４号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸４丁目12番８―206号
破産者　下川　育代
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３４８号
神奈川県藤沢市藤が岡２丁目２番Ｄ３―302号
破産者　田畑　啓一
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３６５号
神奈川県足柄上郡松田町寄6372番地２
破産者　小野　　肇
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５９６号
横浜市神奈川区上反町２丁目18番地10　ロイヤルコミュニティー横浜102号
破産者　近藤　一樹
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６０８号
横浜市瀬谷区三ツ境158番地30
破産者　飯泉　昌一
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４６９号
福井市みのり１丁目14番９号
破産者　川端　孝房
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
福井市新田塚２丁目２番14号、開始決定時の住所福井市八ツ島１丁目303番地
破産者　木村　修久
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
福井市福町第36号145番地　陽光台ハイツ201号室、住民票上の住所福井市四十谷町第16号４番地
破産者　奥谷　哲章
１　決定年月日　平成24年１月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係